令和5年度における「自ら評価」案件候補の公募 (ウェブサイトによる公募) について

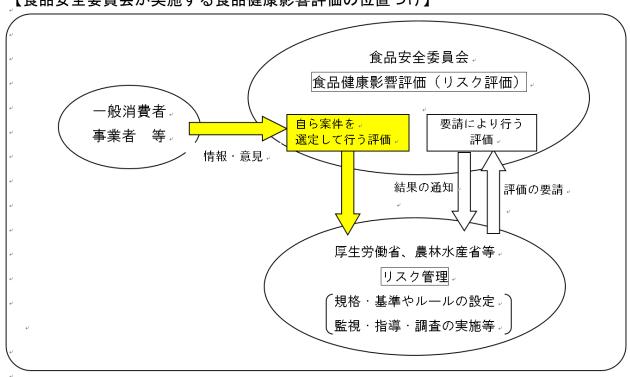
令和5年7月3日 内閣府食品安全委員会事務局

1 「自ら評価」について

食品安全委員会が実施する食品健康影響評価については、①リスク管理機関(厚生労働省、農林水産省等)からの要請を受けて実施するものと、②自らの発意により実施するもの、の2つがあります(食品安全基本法第23条第1項第2号)。

後者は、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民からの意見等に基づき、自らの判断により食品健康影響評価を行うものであり、これについて従来から「自ら評価」と称しています。

【食品安全委員会が実施する食品健康影響評価の位置づけ】



|2. 企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定について |

食品健康影響評価に当たっては、①ハザード(危害要因)の特定、②ハザードの特性評

価、③ばく露評価、④リスクの判定の4つの段階について、それぞれデータが必要であり、「自ら評価」の実施に当たっても、対象となる案件に関する科学的知見の充足が不可欠です。

なお、企画等専門調査会における「自ら評価」案件候補の選定に当たっては、以下のとおり「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」に基づき、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況に配慮した上で、選定基準に該当するものを選定し、食品安全委員会に報告することとされています。

〇企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定 の考え方(平成16年6月17日食品安全委員会決定)

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、<u>国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高い</u>と考えられるものを食品健康影響評価対象候補(以下「案件候補」という。)として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、<u>国民の評価ニーズ</u>、<u>科学的知見の充足状況</u>にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1)<u>健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康</u> 影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2)<u>健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、</u> これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断 されること。

なお、以下に例示するものについては、食品健康影響評価(食品安全委員会による食品のリスク評価)の趣旨に照らし「自ら評価」の対象にはならないものと考えられます。

- ・現在評価中又は評価済みのもの
- ・食品の問題ではないもの
- ・<u>リスク管理の問題であるもの(表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に</u>関するもの)

前年度の「自ら評価」案件候補の審議結果の概要は次項のとおりです。

令和4年度における「自ら評価」案件候補の審議結果について(概要)

- ○案件候補については、食品安全モニター、ホームページによる外部募集、地方公共団体の食品安全担当職員、専門委員等を通じて9件(重複があるため案件としては7件)の提案が寄せられ、第37回企画等専門調査会(令和4年11月4日)で審議した結果、下記4件に絞り込まれた。
- ○第38回企画等専門調査会(令和5年1月26日)における審議結果は次のとおり。

	案件候補	審議結果	審議の内容
	有機フッ素化合物	評価案件候補とす	厚生労働省、環境省が水質の目標値等
	(PFOA・PFOS)に関する	る。	の検討を開始したことから両省に科学的
1	食品健康影響評価		な助言を行っていくべき。
	真空パック詰食品(容器	ファクトシートを	最近の真空パック詰食品による食中毒
	包装詰低酸性食品)のボ	更新する。	事例を追加して、食品安全委員会のファ
2	ツリヌス菌による食中		クトシートを更新すべき。
	毒のリスク評価につい		
	て		
	クロノバクター・サカ	乳児用調製粉乳の	食品安全委員会は、乳児用調製粉乳の
	ザキのリスク評価につ	適切な調乳と消費	適切な調乳と消費の方法について、引き
3	いて	の方法について情	続き、国民一般に向けてわかりやすい情
3		報発信を行う。	報を発信すべき。
	寄生虫性食中毒(粘液	食中毒の予防啓発	食中毒の予防三原則を徹底することに
	胞子虫)における2次	のための情報発信	より、細菌性食中毒等を含めた予防啓発
4	汚染の可能性	を行う。	を引き続き行っていくことが重要。

○食品安全委員会(第887回会合:令和5年1月31日)において企画等専門調査会から報告を受け、審議した結果、「有機フッ素化合物」を「自ら評価」の案件として決定し、新たなワーキンググループの設置について検討することとなった。

なお、上記のとおり、「自ら評価」案件候補については、現時点で入手できる科学的知見により、食品安全委員会がリスク評価を行う対象となる案件を選定するものであり、研究 や調査等により科学的知見を得るための案件を選定するものではありません。

また、食品安全委員会では、「ファクトシート」(科学的知見の不足等によりリスク評価ができないハザードに関する情報の整理)、「Q&A」(国民の関心が高いハザード等に関する分かりやすい情報提供)、「食品安全関係情報」(食品安全に関する海外の最新情報)を作成・公表しており、食品健康影響評価の対象とはならない食品安全上の問題に関しても、これらを随時更新し、情報発信しているところです。

※ これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況については、別添の参考資料を御覧ください。

3. 案件候補の提案方法【詳細は別添をご確認ください】

電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。郵送及びファクシミリは、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子メールは入力フォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりません。

詳しい提案方法については、別添の提案要領をご確認ください。

(1) 記入事項:

案件候補名(ハザード名)、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、 氏名(法人の場合は法人名・部署名等) 等

(2) 宛先:

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内 「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

(3)締め切り:

令和5年7月31日(月)(必着)

〇別添資料:

• 提案要領

○参考資料:

・これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

お問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 門脇・山川

TEL: 03-6234-1125

「自ら評価」の提案要領

提案方法

電子メールフォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、 提出してください。

ご提案の内容を確認し的確な審議を行うため、電話によるご提案は受け付けておりませんのでご了承ください。

【記入事項】

- 1. 案件候補名 (ハザード名) (※必須)
- 2. 案件候補とする理由(※必須)
- 3. 案件候補とする情報等(※必須)
 - ・科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠を示している と考えられる情報を記入ください(論文の場合には、タイトル、著者、雑誌名及び 号数等)。
 - ・口コミや噂など、科学的な根拠が定かではない情報等については、十分な審議ができないため、審議の対象とならない場合があります。
- 4. 氏名(法人の場合は法人名・部署名)(※必須)
- 5. 職業(個人の場合のみ)
- 6. 連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)(※必須)
- ※上記の記載がない提案ついては審議の対象とならない場合がありますので予め了承ください。
- ※ご提案の参考として、これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況に関する資料を添付いたします。

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内 「自ら評価」の案件候補の募集 担当 宛

- 電子メールの場合:食品安全委員会ホームページの下記 URL から送信可能です。 https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1406.html
- ファクシミリの場合:03-3584-7392
- 郵送の場合:〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

<u>なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価の案件候補の募集」</u> <u>としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただき</u> ますよう、お願いいたします。

【締め切り】

令和5年7月31日(月)(必着)

【提出上の注意】

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限ります。
- 〇 個人は、氏名・住所・職業・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載して ください。なお、これらは、応募内容について当方からお問合せをさせていただく場合 のためにお尋ねしております。
- 電子メールにより提出いただく場合、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、 特殊文字は使用しないでください。

お問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局

情報・勧告広報課 門脇・山川

TEL: 03-6234-1125

これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置(※1)
平成	「日本における牛海綿	平成16年9月に中間とりまとめを行い、その結果を厚生労働省及び	【厚生労働省】
(15年度)	状脳症(BSE)対策-中	農林水産省に通知した。	当該中間とりまとめを受けて意見交
(* 2)	間とりまとめー」		換会を開催するとともに、平成 16 年 10
	【評価終了】		月に、我が国における牛海綿状脳症
			(BSE)対策の見直しについて食品安全
			委員会に諮問。
			【農林水産省】
			当該中間とりまとめを受けて、飼料規
			制の実効性確保を強化するための措置
			を講ずることについて食品安全委員会
			に諮問。
16 年度	「食中毒原因微生物」に	食中毒原因微生物 9 案件のうち、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェ	【厚生労働省】
	関する食品健康影評価	ジュニ/コリ」については、平成21年6月に評価を終了し、その評価	・ 厚生労働科学研究「と畜・食鳥検査
	【評価終了】	結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	における疾病診断の標準化とカンピ
		残りの8案件のうち、3件(「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大	ロバクター等の制御に関する研究」
		腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」及び「食品中のノ	(平成 24 年度から 3 年) において、
		ロウイルス」)については平成22年4月に、5件(「非加熱喫食調理済	評価書で提案された諸対策を検討し、
		み食品(RTE 食品)におけるリステリア・モノサイトゲネス」、「生鮮	リスク管理手法としての有効性を検
		魚介類における腸炎ビブリオ」、「鶏肉におけるサルモネラ属菌」、「二枚	証。
		貝における A 型肝炎ウイルス」及び「豚肉における E 型肝炎ウイル	厚生労働科学研究「食鳥肉における」
		ス」) については平成 24 年 1 月にリスクプロファイルを取りまとめ、	カンピロバクター汚染のリスク管理
		消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に情報提供した。これらの8案件	に関する研究」(平成27 年度から3年
		については、「「自ら評価」案件の取扱いについて」(平成24年2月16	計画)では、具体的なリスク管理手法
		日食品安全委員会決定)に従い、平成24年6月に「自ら評価」として	の探索と構築を目的として研究を実
		の食品健康影響評価を終了した。	施。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置(※1)
			・ 消費者への生食・加熱不十分に関す
			る注意喚起、地方自治体を通じた飲食
			店等の監視指導、食品衛生分科会乳肉
			水産食品部会 食肉等の生食に関する
			調査会 における生食に関する検討
			(平成 26 年 8 月の乳肉水産食品部会
			に報告。)等を実施。
			【農林水産省】
			・ 平成 23 年 8 月に作成した生産者、
			指導者向けの衛生管理ハンドブック
			について、新たな知見を追加した改訂
			版を公表。
			・ 汚染実態調査を継続的に実施すると
			ともに、低減対策効果を検証するため
			の調査を実施。
17 年度	「我が国に輸入される	外交ルートを通じ、評価対象国 15 か国に対し質問書による照会を行	【厚生労働省】
(委員会	牛肉及び牛内臓」に係る	い、回答を得た 13 か国(オーストラリア、ニュージーランド、メキシ	評価対象となった国から輸入される
決定は 19	食品健康影響評価	コ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニ	牛肉及び牛内臓については、当該評価結
年度)		カラグア、ノルウェー、アルゼンチン及びホンジュラス)については、	果において「BSEプリオンに汚染されて
		平成24年5月までに評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農	いる可能性は無視できると考えられる」
		林水産省に通知した(中国及び韓国については、現時点で回答が得られ	と評価されていることから、これらの国
		ていない。)。	からの牛肉等については、従来のリスク
			管理措置を継続。
			【農林水産省】
			評価対象となったいずれの国につい
			ても、当該国から我が国に輸入される牛

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置(※1)
			肉等が BSE プリオンに汚染されている
			可能性は無視できると評価されている
			ことから、リスク管理措置を見直す必要
			はないものと判断。
18 年度	_	選定されていない。	
19 年度	「食品及び器具・容器	平成20年5月に化学物質・汚染物質専門調査会に設置された鉛ワー	
	包装中の鉛」に関する	キンググループ及び平成31年4月に設置された鉛ワーキンググループ	
	食品健康影響評価	において、食品安全確保総合調査等で収集した科学的知見を活用し、調	
	【評価終了】	査審議を行った。	
		令和3年6月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水	_
		産省、環境省、経済産業省に通知した。	
20 年度	「デオキシニバレノー	デオキシニバレノールとニバレノールを併せて、平成 22 年 11 月に	○デオキシニバレノール
	ル及びニバレノール」	評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	【厚生労働省】
	に関する食品健康影響	平成30年2月に、食品中のデオキシニバレノールの規格基準を設定	評価結果を受けて、食品中の規格基準
	評価【評価終了】	することについて食品安全委員会に諮問。令和元年12月、食品安全委	の設定の必要性について薬事・食品衛生
		員会において評価結果をとりまとめ、通知。	審議会食品衛生分科会食品規格部会に
			おいて審議し、平成 29 年 9 月 22 日に
			小麦に対して 1.0 mg/kg 以下の基準値を
			設定することについて了承。
			令和元年の評価結果を受けて、令和3
			年7月30日付で「食品、添加物等の規
			格基準の一部を改正する件」(令和3年
			厚生労働省告示第 294 号)を告示し、小
			麦についてデオキシニバレノールを 1.0
			mg/kg を超えて含有するものであって
			はならない旨の成分規格を新たに設定。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置(※1)
			【農林水産省】
			・ 評価結果の通知前から、小麦・大麦
			における含有実態調査、低減指針の推
			進等を実施。
			・ 評価結果の通知後も、引き続き低減
			指針の普及、他の農産物も含めた含有
			実態調査等を実施。
			○ニバレノール 【厚生労働省】
			【学生カ側有】
			の設定の必要性について薬事・食品衛生
			審議会食品衛生分科会食品規格部会に
			おいて審議し、現段階で基準値の設定の
			必要はないとの結論を了承。
			【農林水産省】
			・ 評価結果の通知前から、小麦・大麦
			における含有実態調査、低減指針の推
			進等を実施。
			・ 評価結果の通知後も、引き続き低減
			指針の普及、他の農産物も含めた含有
			実態調査等を実施。
"	「オクラトキシンA」	平成26年1月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林	【厚生労働省】
	に関する食品健康影響	水産省に通知した。	平成26年10月の薬事・食品衛生審議
	評価【評価終了】		会食品衛生分科会食品規格部会において、小ま、大まみびライまについては
			て、小麦、大麦及びライ麦については、 コーデックスに準じて基準値を設定す
			ューノツククに毕しく基準個を設定す

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置(※1)
			ることとされた。その後、平成 28 年 11
			月の同部会で、オクラトキシン A は偏在
			性が指摘されており、より正確に汚染実
			態を把握する観点からデータ収集を行
			う旨の報告が行われ、汚染実態調査等を
			実施中。
			【農林水産省】
			・ 評価結果の通知前から、米・小麦に
			おける含有実態調査、カビ汚染防止の
			ためのガイドラインの推進を実施。
			・ 評価結果の通知後も、低減対策の推
			進と他の農産物も含めた含有実態調
			査を実施。
"	「食品中のヒ素(有機	平成 25 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農	【厚生労働省】
	ヒ素、無機ヒ素)」に関	林水産省に通知した。	厚生労働省ホームページにおいて、
	する食品健康影響評価		「ヒジキ中のヒ素に関するQ&A」を
	【評価終了】		公開。
			・ 輸入農産物中の汚染実態の把握(平
			成 25 年度~26 年度)、厚生労働科学
			研究「鉛及びヒ素などの食品汚染物質
			の実態調査ならびにその健康影響に
			関する研究」(平成 25 年度~27 年度)
			等を実施。
			【農林水産省】
			・ 評価結果の通知前から、汚染実態調
			査、低減技術の開発を実施。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置(※1)
			・ 評価結果の通知後も、国内の水田土 壌及びそこで生産された米に含まれ るヒ素の含有実態調査、ヒジキの製 造・加工事業者等に対する低減策の指 導を実施。
21 年度	「食品に含まれるトランス脂肪酸」に係る食品健康影響評価【評価終了】	平成24年3月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に通知した。	【消費者庁】 ・ 評価結果の通知前(平成23年2月)に、事業者が情報開示を行う際の指針を発出。 ・ トランス脂肪酸の規制方針等が厚生労働省等で定められた場合、必要な検討を行う。 【厚生労働省】 トランス脂肪酸の摂取については、令和元年12月にとりまとめられた「日本人の食事摂取基準(2020年版)」策定検討会報告書においては、健康の保持増進の観点では、摂取基準値は設定していない。 【農林水産省】 ・ 評価結果の通知前から、関連情報収集、摂取量調査等を実施し、ホームページを通じて情報提供。 ・ 評価結果の通知後、国際的動向等についてホームページを更新。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置(※1)
			・ 食品事業者、消費者等を対象とした
			セミナー等を実施。
11	「アルミニウム」に関	平成 29 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省に通知	食品安全委員会で「自ら評価」に選
	する食品健康影響評価	した。	定後、平成 29 年 3 月に厚生労働大臣か
	【評価終了】		ら、硫酸アルミニウムアンモニウム及
			び硫酸アルミニウムカリウムについて
			評価要請を受け、平成29年12月に評
			価結果を取りまとめ、通知。
			厚生労働省において、平成30年3月
			の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科
			会添加物部会での審議を経て、平成30
			年 11 月 30 日に食品、添加物等の規格
			基準(昭和 34 年厚生省告示 370 号)が
			一部改正され、硫酸アルミニウムアン
			モニウムと、硫酸アルミニウムカリウ
			ムの使用量について、それぞれ、アル
			ミニウムとして、菓子、生菓子及びパ
			ンにあってはその 1 kg につき 0.1g 以
			下でなければならない旨の基準を追
			加。
22 年度	「加熱時に生じるアク	平成28年4月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働	【厚生労働省】
	リルアミド」に関する	省、農林水産省及び環境省に通知した。	厚生労働省ホームページ中「加工食品
	食品健康影響評価【評		中アクリルアミドに関するQ&A」を改
	価終了】		正するなど、加工食品中のアクリルアミ
			ド摂取量の低減に向けた普及啓発を実
			施。
			【農林水産省】

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置(※1)
			・ 事業者に対して、加工食品中のアク
			リルアミド濃度低減に向けた対策
			(「食品中のアクリルアミドを低減す
			るための指針」) の普及を行うととも
			に、指針の普及による低減効果を検証
			するため、加工食品中のアクリルアミ
			ドの含有実態を継続的に調査。
			消費者に対して、家庭調理食品に由
			来するアクリルアミド摂取量の低減
			に向けた対策(「安全で健やかな食生
			活を送るために~アクリルアミドを
			減らすために家庭でできること」)の
			普及啓発を実施。
23 年度	_	選定されていない。	
24 年度	「クドア(クドア属粘	平成 27 年 11 月に「ヒラメの Kudoa septempunctata」について評	【厚生労働省】
	液胞子虫)」に関する食	価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	クドアによる食中毒を防止する観点
	品健康影響評価【評価		から、以下の取組を実施。
	終了】		・ 輸入のヒラメについて、過去に食中
			毒の原因となった養殖業者や輸入時
			検査で違反となった養殖業者につい
			ては輸入の都度の検査を実施し、その
			他の養殖ヒラメについてはモニタリ
			ング検査を実施。
			・ 国産天然のヒラメについて、地方自
			治体と連携しながらクドアによる食
			中毒防止策等について普及啓発を実
			施。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置(※1)
			【農林水産省】
			クドアによる食中毒を防止する観点
			から、ヒラメの養殖場等における食中毒
			防止対策について平成 28 年 6 月 23 日
			付けで都道府県に対して通知を発出。
25 年度	_	選定されていない。	
26 年度	「フモニシン」に関す	平成27年度に食品安全確保総合調査を活用し、文献等の収集・翻訳・	【厚生労働省】
	る食品健康影響評価	分析・整理及び汚染実態データが乏しい食品等について補完的な汚染実	平成 30 年 2 月の薬事・食品衛生審議
	【評価終了】	態調査を実施した。	会食品衛生分科会食品規格部会におい
		平成29年9月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林	て審議し、汚染実態調査の結果等を踏ま
		水産省に通知した。	え食品について基準値を設けないこと
			で了承。
			【農林水産省】
			飼料製造事業者のGMP等の工程管理
			による有害物質の低減対策の効果を確
			認するための指標として、家畜及び家き
			んに給与される配合飼料に対し管理基
			準 (4 mg/kg: フモニシン B1+ B2+ B3)
0.5 /F IF	「ワンンド、此所よ人	エキ 00 欠 10 日に間間とはよった。 だいよ 会と 糸口に阻上され、	を設定。。
27 年度	「アレルギー物質を含	平成29年10月に設置されたアレルゲンを含む食品に関するワーキ	
	む食品」に関する食品 健康影響評価	ンググループにおいて、食品安全確保総合調査等で収集した科学的知見 を活用し、調査審議を行った。	
	健康影響評価 【評価終了】	を活用し、調査審議を行った。 アレルギー物質を含む食品のうち、「卵」について令和3年6月に評価	_
		を終了し、その評価結果を厚生労働省に通知した。 卵以外のアレルゲン	
		を含む食品について、入手した科学的知見を整理・分析したところ、現	
		段階では科学的な評価を行うために十分な科学的知見が整った状況で	
		段階とは科子的な計画を行うために「ガな科子的知光が整った状況とはないことが明らかとなったため、当面、食品健康影響評価を行うこと	
		18/3 * しし* ツリツ* しな ノににや、コ曲、及叫歴水が昔叶間で11 ノしし	

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置(※1)
		が困難であると判断された。したがって、「「自ら評価」案件の取扱いに	
		ついて」(平成 24 年 2 月 16 日食品安全委員会決定)に基づき、平成	
		27 年度の「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食	
		品については、これまでに収集した卵以外のアレルゲンを含む食品に関	
		する情報をとりまとめて公表し、これをもって「自ら評価」としての食	
		品健康影響評価を終了することとした。	
28 年度	_	選定されていない。	_
29 年度	_	選定されていない。	_
30 年度	_	選定されていない。	_
令和	_	選定されていない。	_
元年度			
2年度	_	選定されていない。	_
3年度	_	選定されていない。	_

^{※1 「}主な措置」については、食品安全委員会が例年実施している「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」の結果(平成30年9月30日までの措置状況)等を基に記載。

※2 企画等専門調査会による「自ら評価」の選定プロセスによらず、委員会自らの判断によりプリオン専門調査会において審議を進めたもの。